

令和元年台風第19号災害義援金  
における義援金受付窓口の開設について

令和元年10月12日から13日にかけて北上した台風19号により、東日本において広域に記録的な大雨となり、河川の堤防決壊等による洪水や土砂崩れ等の災害が各地で発生しました。そこで岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）では令和元年12月30日（月）まで義援金の募集を行っておりますので皆様のご理解とご協力をお願い致します！

※この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当します。

## 【受付窓口】

★岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）

住所：岩内町字清住167番地

（岩内町老人福祉センター内）

電話：0135-62-3328

※受付は月～金曜日（祝日除く）  
の8：45～17：15です。

